

船舶事故調査報告書

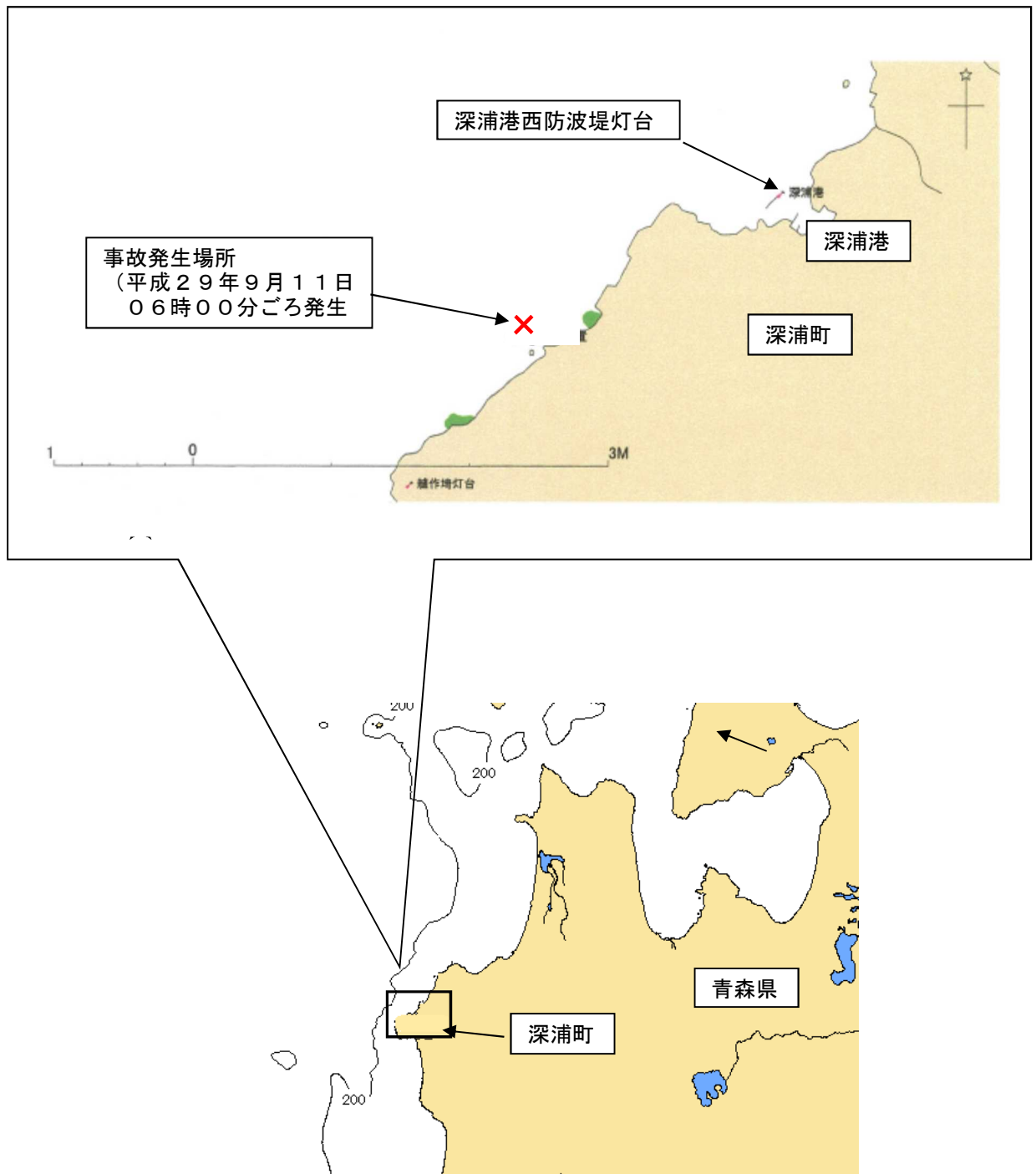
平成30年2月14日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成29年9月11日 06時00分ごろ
発生場所	青森県深浦町深浦港西南西方沖 深浦港西防波堤灯台から真方位239° 1.9海里（M）付近 （概位 北緯40° 37.9′ 東経139° 53.2′）
事故の概要	漁船第十二協進丸は、流木を吊り上げ作業中、甲板員が同流木と機関室外壁との間に腰部を挟まれて負傷した。
事故調査の経過	平成29年9月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第十二協進丸、9.70トン AM2-5612（漁船登録番号）、横磯漁業生産組合 15.40m（Lr）×4.06m×1.12m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、平成11年10月21日
乗組員等に関する情報	船長 男性 65歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和56年5月22日 免許証交付日 平成28年7月13日 （平成34年6月12日まで有効） 甲板員A 男性 58歳 操縦免許 なし
死傷者等	重傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか甲板員4人が乗り組み、定置網漁の目的で、僚船2隻と共に深浦港を同港西南西方沖に敷設された定置網に向けて平成29年9月11日05時00分ごろ出港した。 船長は、本船が定置網に到着して最初に定置網の北東側で網を揚げる作業を実施し、南西側に移動したとき、定置網の南西端のブイに長さ約7mの流木（以下「本件流木」という。）が引っ掛かっているのを発見した。

	<p>船長及び僚船に乗船していた漁労長は、相談し、操業の障害になると思い、本件流木を深浦港に持ち帰ることにした。</p> <p>船長は、本件流木の側に本船を停船し、本船の前部甲板に装備している2基のクレーンを使用して、本件流木にロープをかけて、左舷側に根元を船首側にして横抱きにするよう乗組員に指示し、甲板員Aほか甲板員4人で本件流木の根元側にかけたロープを右舷側クレーンの巻き上げワイヤに取り付け、枝先側にかけたロープを左舷側クレーンの巻き上げワイヤに取り付けた。</p> <p>船長は、その後、いつもどおりに操舵室の左舷側で指揮をとり、甲板員Aを機関室囲壁の左舷側にある左舷側クレーンのワイヤ巻き上げ用ワーピングドラムに、甲板員1人を右舷側クレーンのワイヤ巻き上げ用ワーピングドラムに、甲板員3人を船首甲板に配置した。</p> <p>甲板員Aは、ワーピングドラムの船尾側に立ち、左舷側クレーンのワイヤを同ドラムに巻いて、本件流木の枝先側をブルワーク上縁まで吊り上げたところ、06時00分ごろブルワーク上縁に引っ掛かっていた本件流木の枝が折れて本件流木が船内側に振れ、腰部を機関室左舷囲壁と本件流木に挟まれた。</p> <p>船長は、他の甲板員と共に本件流木から甲板員Aを離し、漁労長が乗船した僚船を呼び、動けない甲板員を手渡しで移乗させた。</p> <p>漁労長は、甲板員Aを乗せた僚船で深浦港へ向かうとともに、携帯電話で横磯漁業生産組合に救急車を要請した。</p> <p>甲板員Aは、深浦港に到着し、待機していた救急車で青森県鮎ヶ沢町にある病院に搬送され、右恥骨骨折と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、付図2 本件流木吊り上げ状況図、写真1 甲板員A負傷状況 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、操業に障害となる可能性のある流木等を発見したときには深浦港まで運搬し、陸揚げしていた。</p> <p>船長は、航行の抵抗となるのを避けようと本件流木を海面から浮かせて横抱きし、深浦港まで運搬するつもりであった。</p> <p>本船前部甲板のクレーンのジブは、左右舷方向に振れない構造であった。</p> <p>本件流木は、吊り上げられたとき、根元側が重いので枝先側が上方になって斜めになっていた。</p> <p>本件流木は、太さ約0.3m、折れた枝の直径は約0.1mであり、全体的に腐食が進み、海水を吸っているようであった。</p> <p>船長は、本件流木の吊り上げ作業の状況を操舵室の左舷側から確認していたが、ブルワーク上縁に引っ掛かった本件流木の枝が折れるとは思っていなかったところであり、本件流木をえい航して運搬すれば良かったと本事故後に思った。</p> <p>船長及び甲板員Aは、定置網漁の経験が共に約30年であった。</p>

	船長及び乗組員は、全員カッパの上下、ゴム手袋、ゴム長靴及び救命胴衣を着用していた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、深浦港西南西方沖において、本件流木を吊り上げる作業中、本件流木を本船左舷舷側の海面上に横抱きしようとして吊り上げた際、ブルワーク上縁に引っ掛かっていた本件流木の枝が折れて船内側に振れたことから、甲板員Aが腰部を本船機関室左舷囲壁と本件流木との間に挟まれて負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、深浦港西南西方沖において、本件流木を吊り上げる作業中、本件流木を本船左舷舷側の海面上に横抱きしようとして吊り上げた際、ブルワーク上縁に引っ掛かっていた本件流木の枝が折れて船内側に振れたため、甲板員Aが腰部を本船機関室左舷囲壁と本件流木との間に挟まれたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 漂流していた重量物を運搬する場合は、なるべくえい航によること。 ・ 重量物を吊り上げる際は、斜め吊りをしないこと。また、荷物が振れる範囲には立ち入らないこと。

付図1 事故発生場所概略図



付図2 本件流木吊り上げ状況図

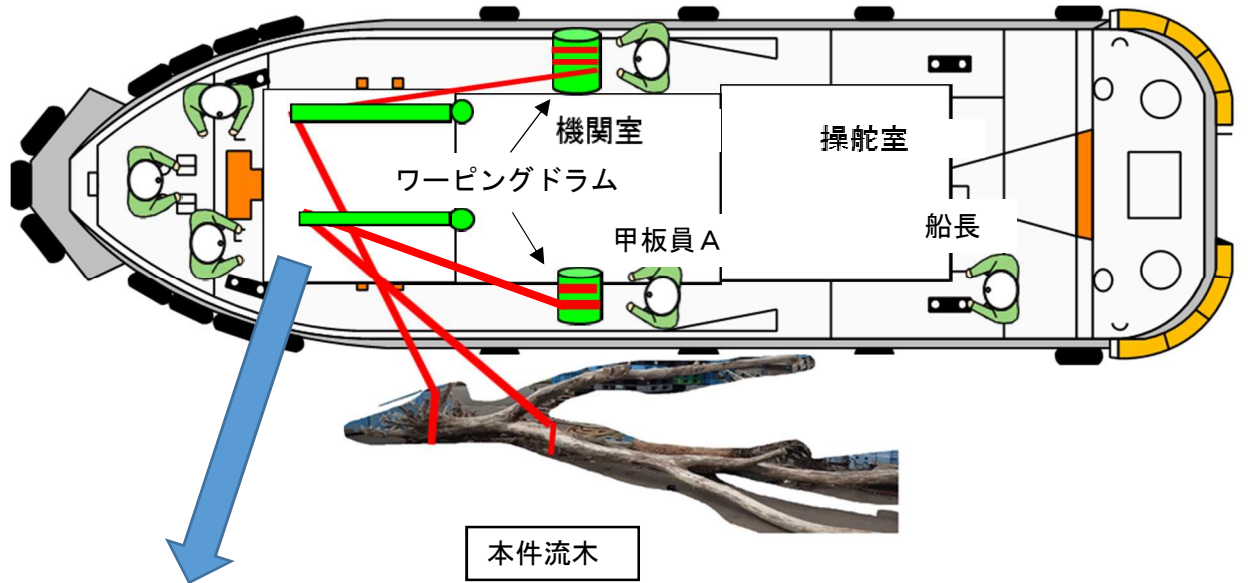


写真1 甲板員A負傷状況

